

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

遺言執行者になった場合、何をしなければならないのでしょうか？

Q 今回相続の発生に伴い、遺言執行者となりました。遺言執行者となった場合、何をしなければならないのでしょうか？

解説

遺言執行者は遺言の内容を実現するため、**相続財産の管理その他遺言執行に必要な一切の行為をする権限を有する**と定められています。(民法 1012 条)

1. 遺言執行者の義務

①通知義務

任務を開始したときは、遅滞なく、**遺言の内容を相続人に通知しなければなりません。**

②財産目録作成義務

相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければなりません。また、相続人の請求があるときは、その立会をもって相続財産の目録を作成し、または公証人にこれを作成させなければなりません。

③遺贈の履行の報告義務

遺贈の履行は遺言執行者のみが行うことができます。相続人の請求があるときは、いつでも遺言執行の状況を報告し、遺言執行が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければなりません。

④受取物等の引渡義務

遺言執行をするに当たって**受け取った財産等や相続人のために遺言執行者の名で取得した権利を相続人に引渡し、また、移転しなければなりません。**

⑤補償義務

相続人等に引き渡すべき金額を自分のために使った場合、**利息を支払わなければなりません。**また、その場合に損害が生じた場合は賠償しなければなりません。

2. 遺言執行者の権利

①費用償還請求権

遺言執行のために要した費用を返してもらうことを請求する権利があります。

②報酬請求権

遺言執行者は**その仕事に対する報酬を請求することができます。**

要するに…

遺言執行者は遺言の内容を実現するために必要な手続きをする人のことをいいます。遺言執行者には、相続人のほか、税理士や司法書士など、だれでもなることができます。